

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
I 現状 当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、蓮田市が策定した蓮田市地域防災計画（令和 4 年 3 月改定・令和 6 年 7 月一部改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。 （１）地域の災害リスク （洪水：地域防災計画およびハザードマップ） 当市の地域防災計画によると、浸水想定河川として荒川、利根川および小山川の氾濫による浸水が想定されている。上記それぞれの河川による浸水想定は氾濫発生後から 12 時間以降に市内へ到達することが予想されている。 また、当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては、浸水深区分は被害想定地域となっていないが、市内を流れる元荒川沿いは浸水深区分が <u>0.5m から 5m</u> までの浸水を想定している。また、隣町の伊奈町との境界に流れる綾瀬川沿いでは <u>0.5m から 3m</u> までの浸水が想定される。 （地震：地域防災計画およびハザードマップ） 当市の地域防災計画によると、地震被害は首都圏に甚大な被害をもたらすとされる東京湾北部地震の影響はさほど影響がないとされている一方で、関東平野北西縁断層帯地震および茨城県南部地震が大きな被害をもたらすと予想されている。特に前者の地震発生の際は、建物被害が焼失から全壊を含めおよそ 3,209 棟、死者数 48 名、負傷者数がおおよそ 510 名と予想され、地区内事業者にも大きな被害の発生が予想されている。 また、当市のハザードマップを見ると、当会を含む近隣地域において建物倒壊危険度マップで、建物被害率（地域内の建物の中で全壊する建物の割合）は 5～10%未満を示している。また、当市全体の建物被害率では当市殆どの地域が建物被害率の 5～10%未満ないしは 10～20%未満になることを想定している。 （感染症） 感染症は、ウイルス、細菌、寄生虫などの「病原体」が体内に入り様々な不調を引き起こす病気である。ヒトの繁栄と共に、進化を繰り返してきた病原体は、この現代社会においても身近な脅威であることに変わりはない。当地域についても新型コロナウイルスの流行により、通常の活動に制限を受けてきた。 （その他） 蓮田市を流れる元荒川沿いの緑町地域などでは道路が冠水し、JR 宇都宮線のアンダーパス付近が元荒川付近より水が流入し、交通が遮断される状況が頻繁に発生している。過去には比較的大きな災害は発生していないが、あらためて上記で想定される災害の備えを行うことが喫緊の課題である。 （２）商工業者の状況✓ ・商工業者数 1510（令和 3 年度事業所・企業統計調査） ・（うち小規模事業者数 1140（令和 3 年度事業所・企業統計調査））

【商工業者数の内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食 店・宿 泊業	サービ ス業	その他	合計
224	151	67	309	164	519	76	1510

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

(ア) 防災計画

蓮田市では第五次総合振興計画内で「災害に強いまちづくりの推進」の施策を掲げ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に沿って、蓮田市防災会議を開設し災害時の備えとして蓮田市地域防災計画を策定している。同計画内において、これまで起きた災害の発生状況を踏まえ、今日までの防災への準備状況を考慮しつつ、想定される災害を各種データの発生率より導き出し近年に発生が予想される災害を想定している。さらに、同計画内では防災に関する調査研究を実施して習熟を深め、行政職員及び関係行政機関、関係公共機関に周知させ、必要な場合には市民にも周知を図るなど防災に努めている。

(イ) 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、災害頭上訓練（DIG）や運営訓練（HUG）を取り入れ住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努めている。

(ウ) 防災備品の備蓄

大規模災害時は広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進している。

2) 当会の取組

- ① 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- ② 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- ③ 地区内の小規模事業者による事業者 B C P の策定に関する指導及び助言
- ④ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- ⑤ 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- ⑥ 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

Ⅱ 課題

現状では、蓮田市と蓮田市商工会における災害時の取り組みは、『蓮田市地域防災計画内』において、「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」により、商工会が災害時に果たすべき業務こそ示されているが、実際の連絡手段の確立や報告体制についての協議が進んでいない。さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる経営支援員も限られている、といった課題がある。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、蓮田市が想定する災害のリスクや感染症のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを整備する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制の更なる強化を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）[✓]

(2) 事業継続力強化支援事業の内容[✓]

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

令和4年3月に蓮田市が改定した「蓮田市地域防災計画」に則り、上記両計画内で明記されている蓮田市商工会としての災害時の役割を踏まえながら、当計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう事前の準備を整える。

- (ア) 巡回指導時に、蓮田市ハザードマップ及び蓮田市地域防災計画を携行し、事業所立地場所の災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や備え（事業休業時の備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- (イ) 商工会報や蓮田市広報（広報はすだ）、蓮田市役所ホームページ及び蓮田市商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（BCP計画、レジリエンス認証制度、事業継続力強化計画）などの紹介を行う。
- (ウ) 小規模事業者に対し、事業者BCP（BCP計画、レジリエンス認証制度、事業継続力強化計画）の策定による発災時の備えとなる計画策定を推進し、上記計画実行後のPDCAサイクルの実施状況への助言も行う。さらに、高度な事業者BCP計画の策定時には、専門家を招聘し個社の支援を行うほか、事業者BCP策定の要望が多い場合には集団指導も実施する。

(エ) 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、平成31年2月に「蓮田市商工会BCPマニュアル」を策定している。左記計画内では、大規模災害発生時の事務局機能の維持について、商工会BCPの基本方針、被害想定、事務局機能の維持に向けた対策を、ヒト、モノ、カネ、情報の観点より事業継続の計画を掲げている。さらに緊急時の統括責任について権限の委譲体制を明記し、避難場所（①蓮田市立中央公民館、②蓮田市立蓮田南小学校）についても確認を行っている。

3) 関係団体等との連携

埼玉県において中小・小規模事業者のための災害共済として、災害共済の普及を推進する埼玉県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、市内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識させることで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げる。さらに、経営支援員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険、休業対応共済等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。また、埼玉県や埼玉県商工会連合会が主催するBCPセミナーなどの周知を行い、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を訴求する。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

当会では定期的に地域事業者向けの経営計画策定のための集団セミナーを行っている。セミナーの参加者はその後、個社の経営（革新）計画の策定に進み、定期的な PDCA のフォローアップを行っている。経営（革新）計画策定時より災害を意識した計画とし、上記フォローアップ時も災害計画の PDCA のサイクルが回るよう継続して支援を行う。

5) 当該計画にかかる訓練の実施

毎年 9 月に埼玉県商工会連合会が実施する災害時報告訓練に参加することで、発災時の情報収集および報告シミュレーションを行う。また、上記訓練により職員の当計画への参画の意識の醸成を行う。

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

職員間の SNS や埼玉県商工会連合会が導入を進める LINE 及び LINE WORKS（企業向け・ビジネスチャット）で役職員のグループを組み、安否確認を行いながら役職員の被害状況を把握した内容を当市担当課との電話等でのやりとり（電話使用が不可の場合には、道路の被害状況を見ながら自動車や自転車等による直参により）を行う。そのうえで応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。また、国内感染者発症後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、蓮田市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当会と当市の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

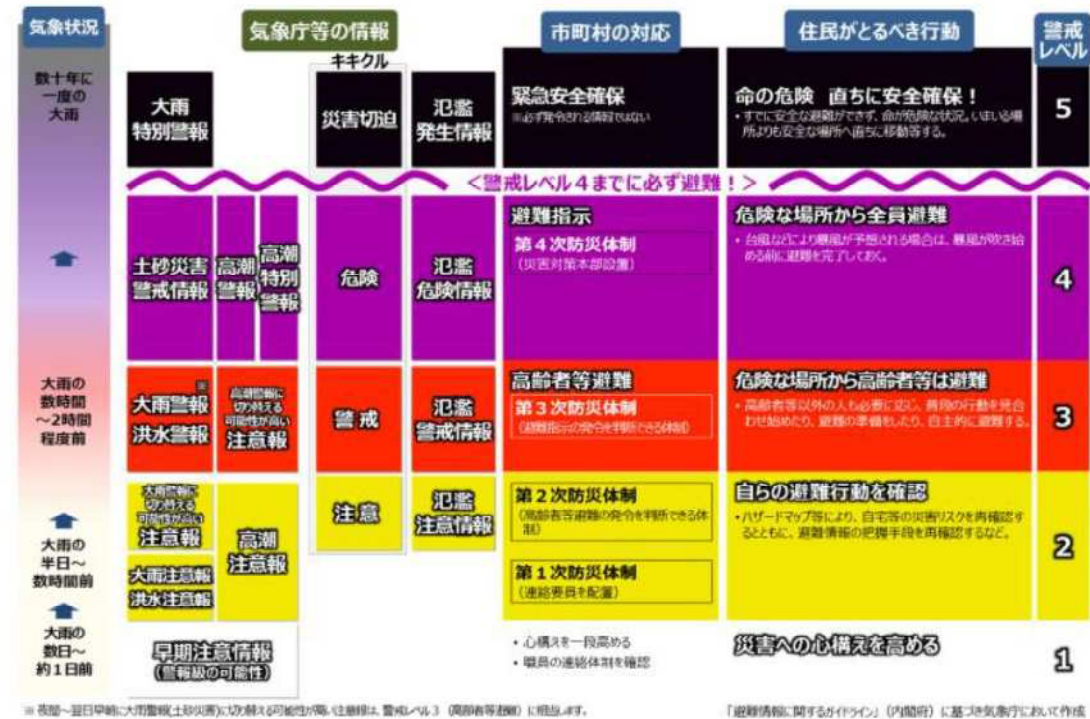
職員自身による情報収集において、地域の防災無線やラジオやテレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断し被害が及ぶ恐れがある場合は出勤をしない。判断基準として、警戒レベル 3 以上は出勤を必ず控え、レベル 2 以下の際には職員自身で集めた情報により、下記の参集ルールを基準に出勤の可否を判断する。

警戒レベル	災害時における職員の応急対策判断基準
警戒レベル 3 以上	出勤をしない
警戒レベル 2 以下	職員自身で収集する

・当市で取りまとめた「蓮田市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 27 年 3 月（令和 2 年 4 月最終改定）」などを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

※下記『段階的に発表される防災気象情報と対応する行動』の表をもとに出勤の判断を行うものとする。

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



引用元「気象庁ホームページ『段階的に発表される防災気象情報と対応する行動』より

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担

下記職員の居住状況一覧より全員が商工会まで参集できない可能性は、災害レベルの状況にもよるが、災害時であっても1～2名は参集できると想定する。

【職員の居住状況一覧】

市区町村	蓮田市内	白岡市	杉戸町	久喜市	北本市	川口市
7名	1名	1名	1名	1名	1名	2名
通勤距離 (概算)	3km	5 km	10 km	10 km	15 km	20 km
商工会までの 通勤方法	車1名	電車	電車	電車	電車	電車
所要時間	15分	15分	25分	25分	40分	60分～75分

- ・被害状況を確認し、2日以内に情報を共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

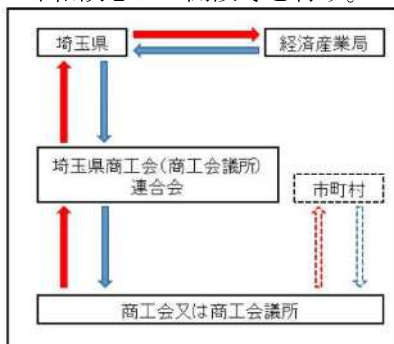
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、 当会と当市 は 以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 カ月	2 日に 1 回共有する
1 カ月以降	1 週間に 1 回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。当会では 30 名からなる役員および 120 名からなる総代制を敷き、定期的な連絡手段を有する。災害時にはそれらの連絡体制を活用する。
- ・2 次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会又は当市より埼玉県に報告する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法 について、蓮田市と相談する（当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談

窓口を設置する）。

- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を埼玉県に指定する方法にて当会又は当市より埼玉県へ報告する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ＞

- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や上部団体である埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ・ 災害からの復旧のための融資希望者に対し災害復旧の融資メニューの紹介を当会ホームページや蓮田市の広報等で告知を行う。さらに復旧に向けての融資の相談対応および受付業務を法定経営指導員等が対応する。
- ・ 行政等からの救援用物資及び復旧資材の要請に対しては、可能な限り該当する事業者のリストなどを提供し、地域全体の復旧に対応する。物資等の需給のマッチングにより地区内小規模事業者の事業の継続を推進する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 1 月現在)	
(1) 実施体制（商工会事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等） 蓮田市商工会 事務局長 蓮田市役所 環境経済部長 蓮田市商工会 法定経営指導員 蓮田市 産業振興課 蓮田市 危機管理課 連携 連絡調整 確認 連携 ※上記「蓮田市 産業振興課」は、令和 7 年 1 月時点での部署名は「蓮田市 商工課」であるが、令和 7 年 4 月 1 日に部署名の変更があるため「蓮田市 産業振興課」と表記している。	
(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 遠藤 澄子 埼玉県蓮田市東 6-1-8 <u>経営指導員 塚越 京子 同上</u> ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ（1 年に 1 回以上）	
(3) 商工会、関係市町村連絡先 ①商工会 蓮田市商工会 〒349-0111 埼玉県蓮田市東 6-1-8 TEL048-769-1661／Fax048-769-1662 e-mail：info@web-hasuda.or.jp ②関係市町村 蓮田市役所 産業振興課 〒349-0111 埼玉県蓮田市大字黒浜 2799-1 TEL048-768-3111／Fax048-765-1700 e-mail：sangyou@city.hasuda.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、蓮田市補助金、埼玉県補助金、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 埼玉県商工会連合会 会長 江原 貞治 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル7階 埼玉県火災共済協同組合 理事長 野崎 友義 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容 ① 災害共済および保険の周知 災害時の復旧の手助けとなる災害共済および保険加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ② 災害時の復旧に必要な金額算定に伴う BCP 計画等の策定推進 埼玉県火災共済協同組合の担当者が巡回時に於いて、災害共済の加入推進とともに BCP 計画等の策定の重要性を説明する。 ③ BCP セミナーの開催及び専門家派遣の実施 セミナー内において上記連携機関が提供する災害共済及び保険の案内を行い、災害時の備えの必要性を説明する。また、個別対応として専門家派遣を実施する。
連携して事業を実施する者の役割 ①災害共済の加入推進 ②災害想定時の復旧必要額算定による BCP 計画等の紹介及び周知 ③BCP セミナーの共催、<u>専門家派遣の実施</u>
連携体制図等